

寝屋川市要保護児童対策地域協議会設置要綱

（目的及び設置）

第 1 条 要保護児童、要支援児童及び特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）の早期発見及びその適切な保護を行うにつき、地域の各関係機関の連携及び連絡を密にするため、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 25 条の 2 第 1 項に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項についての意見・情報を交換し合う。
ただし、協議会は、合議体として、諮問に対する答申、意見の具申等を行う機関ではない。

- (1) 児童虐待に関する情報交換並びに地域の各関係機関の連携及び協力の推進に関すること。
- (2) 児童虐待に関する広報及び啓発活動の推進に関すること。
- (3) 要保護児童等に関する具体的事案への対応策の検討に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、前条に規定する協議会の設置目的を達成するために必要と認める事項。

（委員）

第 3 条 協議会は、別表第 1 に掲げる機関及び団体の職員並びに個人をもって組織する。

（会長及び副会長）

第 4 条 協議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長は、児童虐待に関する事務を担当する部長を、副会長は、児童虐待に関する事務を担当する室長又は課長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第 5 条 協議会に、次の各号に掲げる会議を置く。

- (1) 代表者会議
- (2) 実務者会議
- (3) 個別ケース会議

(代表者会議)

第 6 条 代表者会議は、別表第 1 に掲げる機関及び団体の代表者並びに個人で組織するものとする。

2 代表者会議は、要保護児童等対策について総括的に検討するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等に関する支援施策等のシステム全体に関すること。
- (2) 実務者会議の活動状況に関すること。
- (3) 要保護児童等に関する具体的事案への対応策への検討に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、代表者会議の設置目的を達成するために必要と認める事項。

3 代表者会議に座長を置き、会長をもって充てる。

4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 代表者会議は、座長が適宜に招集する。

(実務者会議)

第 7 条 実務者会議は、別表第 2 に掲げる機関の要保護児童等に関する実務に従事する者（以下「実務者」という。）で構成するものとする。

2 実務者会議は、要保護児童等の対策について実務的に検討するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等の対策に関する定期的な情報交換及び関係機関の連携に関すること。
- (2) 要保護児童等の実態把握及び支援事例の総合的な把握に関すること。
- (3) 要保護児童等の対策を推進するための啓発活動に関すること。
- (4) 協議会の年間活動方針の策定及び代表者会議への報告に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実務者会議の設置目的を達成するために必要と認める事項。

3 実務者会議に座長を置き、児童虐待に関する事務を担当する室又は課の職員をもって充てる。

4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 実務者会議は、1 か月に 1 回座長が招集する。ただし、必要があると認めるときは、随時招集することができる。

(関係者の出席等)

第 8 条 代表者会議及び実務者会議の座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は書類の提出を求めることができる。

(個別ケース会議)

第 9 条 個別ケース会議は、要保護児童等に関する個別の事例について具体的な協議を行うために必要な別表第 1 に掲げる機関及び団体の実務者及び関係者で構成する。

2 個別ケース会議は、個別の要保護児童等に関する具体的な支援の内容等を検討するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別の要保護児童等の状況把握及び問題点の確認に関すること。
- (2) 個別の支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。
- (3) 個別の援助方針の確立及び担当者の役割分担の決定並びにその共有に関すること。
- (4) 個別の要保護児童等を主として担当することとなる機関及び担当者の決定に関すること。
- (5) 個別の要保護児童等に係る援助及び支援計画の検討に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、個別ケース会議の設置目的を達成するために必要と認める事項に関すること。

3 要保護児童を対象とする個別ケース会議には座長を置き、児童虐待の事務を担当する室又は課の職員をもって充てる。

4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 個別ケース会議は、対象となるケースが要保護児童に係るものである場合は座長が必要に応じて招集し、要支援児童又は特定妊婦に係るものである場合は別表第 1 に掲げる機関のうち当該児童が入所若しくは通所する施設を所管する機関又は当該特定妊婦に関わる機関が招集する。

6 個別ケース会議の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、第 1 項の規定により構成された実務者及び関係者以外の者に対し、個別ケース会議に出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は書類の提出を求めることができる。

7 座長は、個別ケース会議で調整した支援の内容等を必要に応じて実務者会議に報告するものとする。

(名簿の作成)

第 10 条 第 5 条各号に掲げる会議を開催したときは、当該会議に出席した者の所属する機関及び団体の名称及び氏名を登載した名簿を作成し、保管しなければならない。

(守秘義務)

第 11 条 協議会を構成する機関及び団体の職員は、正当な理由がなく、協議会の所掌事項の遂行に伴う活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 協議会に係る個人情報の収集、利用及び提供については、寝屋川市個人情報保護条例（平成 9 年寝屋川市条例第 10 号）の規定を遵守するものとする。

(会議の非公開)

第 12 条 実務者会議及び個別ケース会議は、非公開とする。

(協議会の調整機関の指定)

第 13 条 法第 25 条の 2 第 4 項の規定により指定する要保護児童対策調整機関は、こども部こどもを守る課とする。

(庶務)

第 14 条 協議会の庶務は、協議会を担当する室又は課において処理する。

(その他)

第 15 条 協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

(寝屋川市児童虐待問題連絡会議設置要綱の廃止)

2 寝屋川市児童虐待問題連絡会議設置要綱（平成 16 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

- | |
|---|
| (1) 弁護士 |
| (2) 寝屋川市医師会 |
| (3) 寝屋川市歯科医師会 |
| (4) 大阪府助産師会寝屋川班 |
| (5) 寝屋川市民生委員児童委員協議会 |
| (6) 大阪府寝屋川警察署 |
| (7) 大阪府中央子ども家庭センター |
| (8) 大阪府寝屋川保健所 |
| (9) 枚方寝屋川消防組合寝屋川消防署 |
| (10) 寝屋川市社会福祉協議会 |
| (11) 大阪法務局人権擁護部 |
| (12) 寝屋川地区人権擁護委員会 |
| (13) 人・ふれあい部人権文化課 |
| (14) 福祉部保護課 |
| (15) 福祉部障害福祉課 |
| (16) こども部こどもを守る課 |
| (17) こども部子育て支援課 |
| (18) こども部保育課 |
| (19) 寝屋川市立保育所 |
| (20) 寝屋川市民間保育所協議会 |
| (21) 学校教育部学務課 |
| (22) 学校教育部教育指導課 |
| (23) 学校教育部教育研修センター |
| (24) 寝屋川市立小学校 |
| (25) 寝屋川市立中学校 |
| (26) 寝屋川市立幼稚園 |
| (27) 寝屋川市私立幼稚園協議会 |
| (28) 社会教育部青少年課 |
| (29) 前各号に掲げるもののほか、児童の健全育成推進のために必要な機関及び
団体並びに個人 |

別表第 2（第 7 条関係）

- | |
|--------------------|
| (1) 大阪府中央子ども家庭センター |
| (2) 大阪府寝屋川保健所 |
| (3) こども部こどもを守る課 |
| (4) こども部子育て支援課 |
| (5) 学校教育部教育指導課 |